

岩手県ダンススポーツ連盟理事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県ダンススポーツ連盟規約（以下「規約」という。）第23条に規定する理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 定例理事会は、2か月に1回開催し、臨時理事会は必要に応じて開催するものとする。

(開催場所)

第3条 理事会は、県央地区においてこれを開催する。ただし、都合により他の場所において開催することができるものとする。

(構成)

第4条 理事会は、理事全員をもって構成する。

- 2 監事は、必要と認めた時は理事会に出席し理事の業務執行の状況を監査するものとする。
- 3 理事会が必要と認めたときは、理事及び監事以外の者を理事会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(役付理事の選任)

第5条 理事会は、規約第23条及び第24条の規定により会長、副会長及び常務理事を選任するものとする。

(招集の請求及び手続)

第6条 規約第25条の規程により理事会を招集するときは、各理事及び監事に対し、開催日から起算して7日以前に通知するものとする。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができるものとする。

(決議の際の除斥)

第7条 理事会の決議につき特別な利害関係を有する理事は、決議に加わることができないものとする。

(決議事項)

第8条 規約第24条に規定する理事会の権限は、次の通りとする。

- (1) 総会の招集及び総会付議事項の承認に関すること。
- (2) 本部長、部長、委員長等役職の選任及び解任に関すること。
- (3) 各部及び委員会等の活動方針の承認に関すること。
- (4) 予算配分の承認に関すること。
- (5) 重要な組織の設置、変更及び廃止に関すること。
- (6) 重要な事業の開始及び停止に関すること。
- (7) 外部組織との契約及び協定に関すること。

- (8) 下部団体の加盟承認及び除名の承認に関すること。
- (9) 規程、内規等の制定に関すること。
- (10) 固定資産その他重要な財産の取得及び処分に関すること。
- (11) 金融機関等からの借入に関すること。
- (12) 常務理事会からの付議事項に関すること。
- (13) その他重要な事項

(議案手続)

第9条 理事会に付議する議案は事務局を經由して当該事項を担当する構成員が提出するものとする。

- 2 特別な事項及び緊急を要する事項は、事務局を經由せず、その事項を担当する構成員から直接理事会議案として提出することができる。

(緊急処置)

第10条 第8条に掲げる事項であっても、特に緊急を要するときは、理事会の決議を経ずに常務理事会にて臨機に処理することができるものとする。ただし、この場合次の理事会においてその承認を求めなければならない。

(状況報告)

第11条 常務理事は、会務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(欠席)

第12条 各理事及び監事は、事故のため理事会に出席できない場合は、事前に委任状を会長に提出するものとする。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録には議事の経過及びその結果を記載し、事前に定めた2名以上の議事録署名人が署名するものとする。
- 3 議事録は、会長が5年間保存するものとする。

(事務局)

第14条 理事会の事務手続は事務局の所管とする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成10年11月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月13日から施行する。